

## 指名停止について

令和2年4月10日

胎内市長 井 畑 明 彦

胎内市建設工事請負業者等指名停止措置要領（以下「要領」という。）に基づき、下記のとおり指名停止を行う。

### 記

#### 1 指名停止業者名

- (1) 鹿島道路株式会社 東京都文京区後楽 1-7-27  
鹿島道路株式会社北陸支店 新潟県新潟市中央区神道寺南 2-6-15
- (2) 世紀東急工業株式会社 東京都港区芝公園 2-9-3  
世紀東急工業株式会社新潟営業所 新潟県新潟市西蒲区曾根 1478
- (3) 東亜道路工業株式会社 東京都港区六本木 7-3-7  
東亜道路工業株式会社村上営業所 新潟県村上市藤沢 346-3

#### 2 指名停止期間

- 上記1(1) 令和2年4月10日から令和2年6月9日まで  
上記1(2)～(3) 令和2年4月10日から令和2年5月9日まで

#### 3 指名停止理由

要領第2条第1項別表第2第5号（独占禁止法違反行為）に該当するため。